

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 43(オ)1327	原審裁判所名	札幌高等裁判所
事件名	家屋明渡請求	原審事件番号	昭和 42(ネ)249
裁判年月日	昭和 44 年 4 月 15 日	原審裁判年月日	昭和 43 年 9 月 26 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 95 号 105 頁		

判示事項	社宅の使用関係の性質
裁判要旨	原判決（引用する第一審判決）の認定した事実関係のもとでは、本件建物の利用関係は賃貸借ではなく、鉱員たる資格の存在をその使用関係存続の前提とする社宅に関する特殊な契約関係であつて、借家法の適用はない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。
理 由	上告代理人杉之原舜一の上告理由一について。 原判決（その引用する第一審判決を含む。以下同じ。）は、原審における上告代理人の所論の主張と同旨の第一審における上告人らの主張について、上告人らが被上告会社を退職するまでの経緯を詳細に認定して所論公序良俗違反による労働契約の合意解約無効の主張を排斥したものであることが明らかであり、右判断は正当として是認することができるから、原判決に所論の違法はない。論旨は採用することができない。 同二について。 原審の認定した事実関係のもとにおいては、本件建物の利用関係は賃貸借ではなく、鉱員たる資格の存在をその使用関係存続の前提とする社宅に関する特殊な契約関係であつて、借家法の適用はない旨の原審の判断は、正当として是認することができる。したがつて、原判決に所論の違法はなく、論旨は、異なる見解に立つて原判決の判断を非難するものにすぎず、採用することができない。 同三について。 原審の確定した事実関係のもとにおいては、被上告会社の上告人らに対する本件建物明渡請求をもつて権利を濫用するものとはいえない旨の原審の判断は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 関根小郷 裁判官 田中二郎 裁判官 下村三郎 裁判官 松本正雄 裁判官 飯村 義美)

※参考：判例時報 558 号 55 頁